

賦課金（組合費）について（土地改良法第36条）

現金納付の方は **4月30日(木)** までに納めてください
 口座振替の方は **が振替日です** (必ず残高確認してください)



- ◆ 納期日を過ぎますと、延滞金が発生します。
- ◆ 6月20日をもって未納者の方々へ督促状を発送いたします。
- ◆ 6月21日以降に納付される場合は、督促手数料が（200円）加算されますので、ご注意ください。

令和8年度の賦課金（組合費）
1,000㎡当り 3,000円

【算出方法】 賦課面積×単価（3円）＝賦課金

（現金納付の方）

コンビニ納付が利用できます



期限内納付のご協力をお願いいたします。

口座振替はJA（農協）・群馬銀行・ゆうちょ銀行（郵便局）の取扱いをしています。

※通帳記帳をもって領収に代えさせていただいております。書面交付希望の方はご連絡ください。

◆ 賦課金の滞納について ◆

賦課金の滞納は土地改良区の運営に大きな影響を与えます。負担の公平性を保つため、滞納対策を実施しています。当土地改良区では、電話による催促、戸別訪問等を行い、納付のお願いをしていますが、最終的に納付いただけない場合は、土地改良法第39条第5項の規定に基づく滞納処分を執行することとなります。納付等でお困りのことがございましたら、ご連絡をお願いいたします。

◆ 長期滞納者に対して、滞納処分を執行しました ◆

令和7年8月、土地改良法第39条第5項の規定に基づく滞納処分（預金差押）を執行いたしました。

農地が異動になった場合は、届出が必要です（土地改良法第44条）

- ◎農地の売買・貸借などをしたとき。
- ◎農業者年金受給のため経営移譲したとき。
- ◎生前贈与または、組合員死亡により名義変更したとき。

このような変更があるときは

『資格異動届』を提出してください。

（次ページの様式をご利用ください）



- ◎田を宅地等に転用したとき。
- ◎田を公共事業用地として転用したとき。
（道路・公園・河川等）
- ◎田を畑など（農地）にしたとき。

このように田を転用するときは

『農地転用届』を提出してください。

転用面積に応じ決済金がかかります

（土地改良法第43条）

令和8年度の決済金

1㎡当り 166円

内 訳

経常決済金.....1㎡当り 164円

県営団地営決済金.....1㎡当り 2円

○お困りの点がございましたら、各地区を担当している役員・総代の方にもご相談ください。